

中町「道の駅」指定管理者の募集に関する質問への回答

全体No.	資料名	ページ	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	2	(4)施設概要	施設全体のより詳細な図面(平面図、立面図、設備図等)についてご教示ください。	今回新たに添付する「中町道の駅指定管理者募集に関する質問回答参考図面(建築)(電気)(機械)」をご参照ください。
2	募集要項	2	(4)施設概要	屋外施設の中に駐輪場(自転車・バイク)がないのですがこれは駐輪場を設けていないとの理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	駐輪場(自転車・バイク)は設置予定です。今回新たに添付する施設計画平面図をご参照ください。
3	募集要項	6	5 スケジュール等	建物(4棟)の竣工(令和5年10月)から指定管理業務開始(令和6年3月)までの期間の建物の維持管理業務は、別途入札により県から委託するとの理解でよろしいでしょうか。	建物(4棟)について、竣工(令和5年10月)から指定管理業務開始(令和6年3月)までの維持管理は指定管理で行ってください。
4	募集要項	7	(1)業務内容	「①開業準備に関する業務」とあるが、指定管理者へ現地施設の引き渡し時期(現地での開業準備ができる時期)は令和5年10月と理解して良いかご教示ください。	施設の完成予定後の令和5年11月以降を予定しています。
5	募集要項	9	(1)業務内容 ⑤各種報告書の提出	「自社決算終了後1ヶ月以内に貸借対照表…を県に提出してください」とあるが、店舗別ではなく企業の貸借対照表と理解して良いかご教示ください。	店舗別ではなく、法人等の貸借対照表です。
6	募集要項	10	(2)業務の役割分担 ④施設の修繕	1件100万円は、税込金額との理解で宜しいでしょうか。	1件100万円は税込金額です。
7	募集要項	11	(2)業務の役割分担	ホームページの作成については、貴県とも指定管理者とも読み取れる表現がありますが、正しい業務分担についてご教示ください。(募集要項P12、業務仕様書P5等)	中町道の駅のHPについて、初回の作成は県の負担で行います。そのHPの更新及び自主事業業務ほか追加で作成する場合は、指定管理者の業務とします。
8	募集要項	11	(1)保険の加入	貴県で加入予定の火災保険の付保範囲(盗難、地震特約等)についてご教示ください。	付保範囲については検討中であり、現時点では未定です。
9	募集要項	13	(10)備品の取り扱いについて	奈良県様が手配される備品一覧を開示頂けないでしょうか	奈良県が手配する備品については現時点で未定のため、開示しません。
10	募集要項	13	(11)造作・模様替え	指定管理が終了する場合、原状回復に掛かる費用は指定管理者負担と理解して良いかご教示ください。	指定管理者の負担とします。
11	募集要項	16	(1)委託料	委託料の積算の内訳はどうなっているのか?	今回新たに添付する別紙「委託料内訳」をご参照ください。
12	募集要項	16	(1)委託料	委託料の想定額となった積算根拠をご教示ください。	今回新たに添付する別紙「委託料内訳」をご参照ください。
13	募集要項	16	委託料について	県として、委託料の想定額となった積算根拠をお示し頂きたい	今回新たに添付する別紙「委託料内訳」をご参照ください。
14	募集要項	17	(3)自主事業収入	自主事業に関する業務が、施設の目的外使用に該当する場合は使用料を奈良県に支払う必要があるとの記載がありますがこの場合、使用料が月額幾らぐらいになるのかご教示ください。	使用料については、使用目的や面積等に応じて個別に算出します。
15	募集要項	17	(4)委託料の精算①修繕費	「2,200千円/年度」は、税込金額との理解で宜しいでしょうか。	「2,200千円/年度」は、税込金額です。
16	募集要項	18	(2)不可抗力等発生時の対応	「不可抗力(自然災害、暴動・テロ等の人災、第三者による不法行為その他県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいう。)」とあるが、新型コロナウイルス感染症の様な感染症拡大は不可抗力に該当すると判断されるのかご教示ください。	新型コロナウイルス感染症の拡大については、具体的事案に即して県が不可抗力に該当するか決定するものとします。
17	募集要項	18	(2)不可抗力等発生時の対応	「施設内における利用者同士の事故発生については、指定管理者においても事故の確認・対処を行ってください。」とあるが、貴県において「駐車場内で起きた事故につきましては一切責任を負いません」等の案内表示を設置される予定があるかご教示ください。	案内表示の設置の予定はございません。
18	業務仕様書	18	3施設の維持管理に関する業務	消防設備点検の対象となる機器の種類・数量を御教示下さい。	今回新たに添付する図面E-22,26,31,36,37,38,41,46,51,54をご参照ください。
19	業務仕様書	18	〃	受水槽の容量(単層・2槽式、有効容量)をご教示ください。	今回新たに添付する図面M-40~43をご参照ください。
20	業務仕様書	18	〃	空調機の種類・型式・数量をご教示ください。また、機器の設備図面の開示をお願い致します。	今回新たに添付する図面M-12,13,20,21,28,29~31をご参照ください。
21	業務仕様書	18	〃	防火設備点検とは、防火設備定期検査の事でしょうか。対象となる防火扉・シャッターの数量をご教示ください。	今回新たに添付する図面A-32~34,50~52,77~79,112,113をご参照ください。
22	業務仕様書	18	〃	防犯カメラの数量は設置機器の数量及びシステム系統図を開示お願い致します。	今回新たに添付する図面E-21,29,39,49をご参照ください。

23	業務仕様書	18	〃	建築設備定期検査の検査対象となる機器の数量をご教示ください。	No.1の回答をご参照ください。
24	業務仕様書	18	〃	防火設備点検とは、防火設備定期検査の事でしょうか。対象となる防火扉・シャッターの数量をご教示ください。	No.21の回答をご参照ください。
25	募集要項	20	自主事業に関する業務について	「農産物・特産品直売所」および「レストラン、カフェ、雑貨スペース」の運営は自主事業(独立採算)で実施する仕様かと思うが、上記の業務に関する県に対する施設使用料は発生するか。発生する場合、月額の料金をお教えいただきたい。	自主事業に伴う施設使用料は発生しません。
26	募集要項	21	応募資格について	『申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、一つのグループの構成員が、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。』とあるが、親会社を同一とする子会社同士が他のグループの構成員となり、応募することは欠格事項に当たるかお教えいただきたい。	別法人であれば欠格事項には当たりません。
27	業務仕様書	21	(1) 農産物・特産品直売所	什器・POS・ストック用冷蔵庫の費用負担は指定管理者でしょうか？	No.9の回答をご参照ください。
28	募集要項	22	提出書類について	提出書類について、今回の応募について協力企業、団体から当社の計画に対して頂戴している「関心表明書」を参加表明書の追加資料として提出しても良いかご教示ください。	提出していただくことは可能です。
29	募集要項	24	②プレゼンテーション(二次審査)	プレゼンでは、統括責任者と業務責任者が分担して発表することは可能ですでしょうか。	分担して発表していただくことも可能です。
30	募集要項	24	②プレゼンテーション	プレゼンテーション時間、質疑時間等の時間配分をご教示ください。	今回新たに添付する別紙プレゼンテーション要領を参照ください。
31	募集要項	24	②プレゼンテーション	選定審査会の委員メンバーをご教示ください。	植田麻衣子氏 宇野伸宏氏 国枝よしみ氏 森昭彦氏 山崎靖子氏 上記5名です。(五十音順)
32	募集要項	26	(5) 社会情勢の変化に伴う必要経費の変動について	指定管理者の選定から業務開始までの期間及び指定管理期間中の物価変動による指定管理委託料の変更について、具体的な基準(指数・変動率等)がありましたらご教示ください。	具体的な基準はございません。
33	業務仕様書	4	⑥備品等の購入及び県備品等の選定の協力	県が設置予定の備品のリストをご開示ください。	No.9の回答をご参照ください。
34	業務仕様書	4	⑥備品等の購入及び県備品等の選定への協力	「県が予算の範囲内で設置予定の什器や備品、消耗品」とあるが、指定管理者が購入・設置する必要のある備品や投資額を精査するため、貴県が設置予定の備品および消耗品の内容、数量等について備品台帳等でご教示ください。	No.9の回答をご参照ください。
35	業務仕様書	4	⑦施設の維持管理業務の準備	「適切な維持管理業務が実施できるよう」とあるが、指定管理業務区画の放送設備、機械警備、監視カメラ、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、自動ドア等の仕様、数量についてご教示ください。	No.1の回答をご参照ください。
36	業務仕様書	4	⑦施設の維持管理業務の準備	自主事業区画(直売所、レストラン、カフェ、サイクリングスペース)の放送設備、機械警備、監視カメラ、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、自動ドア等の設備は、貴県で整備いただけると理解して良いかご教示ください。また、設置される場合はメーカー、仕様、数量についてご教示ください。	自主事業区画(直売所、レストラン、カフェ、サイクリングスペース)の放送設備、監視カメラ、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、自動ドアの設備は、県で整備します。メーカー、仕様については未定です。数量については「中町道の駅指定管理者募集に関する質問回答参考図面(建築)(電気)(機械)」をご参照ください。
37	業務仕様書	4	⑦施設の維持管理業務の準備	開業準備期間における、水道光熱費、清掃料金、植栽管理経費、施設設備の点検等に関する費用の負担について、指定管理者が負担する必要のある範囲についてご教示ください。また、開業準備期間について、指定管理者に別途委託料を支払う想定があるかご教示ください。	開業準備期間における建物の維持管理にかかる費用の負担に関しては、指定管理者の負担によるものとします。開業準備にかかる費用について、別途委託料をお支払いする予定はございません。
38	業務仕様書	6	①施錠管理	「開館前、閉館後に諸室及び出入口等の開錠、施錠を行ってください。」とある。特にバスの待合室は開館時間が6:00-23:00と従業員の鍵の施錠の負担が大きいかと考えますが、機械式ではなく従業員が鍵の施錠を行う認識で良いかご教示ください。	機械式ではなく、従業員もしくは施設警備にあたる警備担当者により施錠を行ってください。
39	業務仕様書	6	④利用者サービスの向上	「セルフ精算レジの導入を検討」とありますが、おもてなしの観点と一見の観光客の便宜上、一部の導入にとどめることは可能でしょうか。	セルフ精算レジの導入については指定管理者によるものとしますので、一部導入も可能とします。

40	業務仕様書	6	利用者サービスの向上について	「施設内はインターネット接続（Wi-Fi）が無料でできるようにしてください。」とあるが、フリーWi-Fi設置に伴う工事費用は県負担かお教えいただきたい。	フリーWi-Fi設置に伴う工事費用は県の負担で行います。
41	業務仕様書	9	(3) 施設、設備の使用承認・利用料金収受業務	料金は全て税込み金額か？	利用料金の上限額は、税込み金額とします。
42	業務仕様書	10	①利用料金 (イ)交流スペース	条例で定められた使用料について、4時間単位の使用料となっていますが、短時間の利用希望者に対応するため、貴県と協議の上、使用のルールを設けることは可能でしょうか。	可能としますが、県との協議を行ってください。
43	〃	10	(イ)交流スペース	使用料金は、利用者が参加費を徴収して利用する場合も同じ料金でしょうか（参加費千円の寄せ植え講習会など）。	利用者が参加費を徴収して利用する場合も同じ料金です。
44	業務仕様書	11	駐車場運営業務について	駐車場出入口付近および駐車場の人員は検定警備員配置基準に該当するかお教えいただきたい。	駐車場出入口付近および駐車場の人員は検定警備員配置基準に該当しません。
45	業務仕様書	11	(4) 駐車場業務	駐車場で車中泊をすることは可能か？車中泊での料金徴収は可能か？	駐車場に関しては24時間使用できます。料金徴収は不可とします。
46	業務仕様書	11	(4) 駐車場業務	EVスタンドは設置されるのか？	EVスタンドは県が設置する予定です。
47	業務仕様書	11	(4) 駐車場業務	駐車管理が出来る設備があるのか？	駐車管理が出来る設備はございません。
48	業務仕様書	11	(5) バスターミナル運営業務	駐車管理が出来る設備があるのか？	駐車管理が出来る設備はございません。
49	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務 (ウ) 留意事項	障害者、高齢者、車椅子利用者の車両の駐車スペース、位置、台数、上屋等の仕様についてご教示ください。	今回新たに添付する計画平面図、サービス施設整備工詳細図をご参照ください。
50	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務 (ウ) 留意事項	「駐車場の整理及び周辺道路での交通渋滞を招かないように配慮してください。」とあるが、駐車場区画4か所のうち大型車駐車場とP&B R駐車場を除く2か所の駐車場について、渋滞やトラブルを避けるため入口と出口を分けることや、駐車場内を一方通行として運用することは可能かご教示ください。	実施にあたっては県との協議を行ってください。関係機関と協議のうえ、決定します。
51	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務 (ウ) 留意事項	「駐車場の整理及び周辺道路での交通渋滞を招かないように配慮してください。」とあるが、開業時や想定を超える来場者があり恒常的に渋滞が発生する場合、臨時駐車場や第2駐車場を整備する考えがあるかご教示ください。	現時点で敷地外に駐車場を整備する計画はございません。
52	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務 (ウ) 留意事項	利用者の分散を促し、駐車場内の渋滞を緩和するとともに警備員の配置数や負担を軽減するため、センサーによる満車・空車の案内や空台数を利用者へ表示する設備・サービスを実施する考えがあるかご教示ください。	現時点ではセンサーによる満車・空車の案内や空台数を利用者へ表示する設備・サービスを実施する予定はございません。
53	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務 (ウ) 留意事項	「県が設置するEV施設を利用者が利用できるようにしてください。」とあるが、設備の仕様、設置場所についてご教示ください。また、指定管理者が行う業務がありましたら内容をご教示ください。	現時点では設備の仕様、設置場所については未定です。また、指定管理者が行う業務についても未定です。
54	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務 (ウ) 留意事項	場内にP&B R駐車場が整備されるようになっておりますが、道の駅利用者が駐車され、本来の目的の方が利用できなくなる可能性が高いと考えます。貴県がP&B R駐車場を区別できるようなサイン看板の設置や入口にゲート等の設置を考慮しておられるかご教示ください。	現時点ではP&B R駐車場を区別できるようなサイン看板の設置や入口にゲート等を県で設置する予定はございません。
55	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務 (ウ) 留意事項	P&B R駐車場に指定管理者がゲート等の設置を行うことは可能ですか。また、ゲートを設置する場合、駐車場利用者から駐車料金を徴収することの可否についてお考えをご教示ください。	ゲート等の設置は可能としますが、実施にあたっては県との協議を行ってください。駐車場利用者から駐車料金を徴収することについては不可とします。
56	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務 (ウ) 留意事項	駐車場誘導に伴う案内看板、迷惑駐車や美化利用、アイドリングストップに関する注意喚起等の看板は貴県で設置していただけるのかご教示ください。	駐車場誘導に伴う案内看板、迷惑駐車や美化利用、アイドリングストップに関する注意喚起等の看板について、県で設置する予定はありません。
57	業務仕様書	12	(4) 駐車場運営業務	県が設置するEV施設のメーカー・スペック・台数等詳細をご教示ください。	現時点では県が設置するEV施設のメーカー・スペック・台数等詳細は未定です。
58	業務仕様書	12	(5) バスターミナル ① 施設の概要	「案内情報機器等は県で準備します。」とあるが、設置場所と仕様、案内内容についてご教示ください。	設置場所と仕様、案内内容については今後検討予定です。
59	業務仕様書	12	バスターミナル運営業務について	バスターミナルを使用するバスの運行路線および一日の発着回数のお教えいただきたい。	バスターミナルを使用するバスの運行路線および一日の発着回数については、現在交通事業者と協議を行っているところです。
60	業務仕様書	13	(7) 情報発信施設運営業務 ① 施設の概要	情報発信施設内に設置されるデジタル情報機器の仕様と放映内容、指定管理者作成の県内観光PR動画を放映することの可否についてご教示ください。	現時点で情報発信施設内に設置されるデジタル情報機器の仕様については未定です。放映内容に関しては道路情報および周辺観光情報を予定しています。指定管理者作成の県内観光PR動画の放映については、可能ですが内容については県との協議を行ってください。

61	業務仕様書	13	(7)情報発信施設運営業務	観光情報等の効果的な発信のため、観光プロモーションビデオのモニターを直売所とレストランにも設置する場合、県で準備して下さることは可能でしょうか。	観光プロモーションビデオのモニターを直売所とレストランにも設置する場合、指定管理者の負担となります。
62	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	芝生広場の芝生について、天然芝か人工芝かご教示ください。	今回新たに添付する植栽計画平面図をご参照ください。
63	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	道の駅開業時の最初の芝生整備(敷設・育成)は貴県が行われるのかご教示ください。	道の駅開業時の最初の芝生整備(敷設・育成)については県が行います。
64	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	芝生の灌水について、散水栓の数や想定される位置についてご教示ください。	今回新たに添付する給水設備計画平面図をご参照ください。
65	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	芝生管理について、芝生の状態に応じて養生箇所(立ち入り禁止箇所)を設けてよいかご教示ください。	芝生の状態に応じた養生箇所(立ち入り禁止箇所)については、必要に応じて対策を講じるようにしてください。
66	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	植栽の規格(高木、中低木等)、樹種(落葉樹・常緑樹等)、数量についてご教示ください。	今回新たに添付する植栽計画平面図をご参照ください。
67	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	植栽について、駐車場周りは低木、芝生広場は高木といったエリア毎の特性についてご教示ください。	今回新たに添付する植栽計画平面図をご参照ください。
68	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	工事完了から引き渡しまでの芝生の管理の有無についてご教示ください。	工事完了から指定管理者への引き渡しまでの芝生の管理については県の負担で行います。
69	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	「県が設置する遊具」とあるが、遊具の仕様と設置を検討されている場所についてご教示ください。	現時点で遊具の仕様については未定です。設置場所については、芝生広場内で検討しています。
70	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	利用者が芝生広場にテントを張りBBQ等を楽しんでいただくことは可能かご教示ください。	利用者が芝生広場にテントを張りBBQ等をすることを可能としますが、テント泊は認めません。実施にあたっては県との協議行ってください。
71	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	作業用具、機械を置くスペースの有無、剪定枝や除草ゴミ仮置き場の有無についてご教示ください。	作業用具、機械を置くスペースの有無、剪定枝や除草ゴミ仮置き場の有無について、設ける予定はございません。
72	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	芝生広場を除く、緑地にも除草対象となる草があると思いますが、除草対象面積についてご教示ください。	今回新たに添付する植栽計画平面図をご参照ください。
73	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	枯株の除去や新植を行う場合、全ての場合で指定管理業務内での対応になるのか、追加工事という扱いになるのかご教示ください。	指定管理業務内での対応となります。
74	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	芝生広場について「24時間利用可能とします。」と記載があるが、夜間は照明が設置されるのかご教示ください。	今回新たに添付する電気設備計画平面図をご参照ください。
75	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	芝生広場内設置の遊具の数量、メーカー、スペック等をご教示ください。	今回新たに添付するサービス施設整備工詳細図(4)をご参照ください。なお、計画段階の図面であるため変更する可能性があります。
76	業務仕様書	14	(8)芝生広場運営業務	芝生広場24時間営業は必須か?	芝生広場は24時間利用可能とします。
77	業務仕様書	15	(9)ドッグラン運営業務	ドッグランの運営時間外の侵入防止用の設備(入口扉鍵等)は、設置されるでしょうか。また、ドッグランを囲む柵の高さをご教示ください。	今回新たに添付する施設計画平面図、管理施設設備工詳細図(2)～(3)をご参照ください。
78	業務仕様書	15	(9)ドッグラン運営業務	大型犬・小型犬で区画は分かれているのか?地面は土か芝?芝の場合の管理はどうなる?木陰や水飲み場は設置されているのか?	今回新たに添付する施設計画平面図、管理施設設備工詳細図(2)～(3)をご参照ください。
79	業務仕様書	15	(9)ドッグラン運営業務	犬用遊具は設置されているのか?有料化は可能か?	県が設置する犬用遊具はありません。有料化は不可とします。
80	業務仕様書	15	(10)オープンテラス・テラスデッキ運営業務	有料のバーベキュースペースとして利用可能か?バーベキュー用の設備の費用は指定管理者負担か?	指定管理者の負担により、有料のバーベキュースペースとして利用可能です。実施にあたっては県との協議を行ってください。
81	業務仕様書	16	利用料金について	利用料金収入の想定をご教示下さい。合わせて自主事業収入の想定もあればご教示ください。	今回新たに添付する別紙「委託料内訳」をご参照ください。
82	業務仕様書	16	(10)オープンテラス・テラスデッキ運営業務	「農産物・特産物直売所で販売される県産食材等を購入し、オープンテラスで消費することができる提案」とあるが、オープンテラス及び芝生広場にBBQ施設を設けることは可能かご教示ください。	No.70及びNo.80の回答をご参照ください。
83	業務仕様書	16	(11)更衣室運営業務	①施設の概要 ②業務内容	男性用、女性用区画のそれぞれの面積、ロッカーの数、シャワーの数、貴県で購入予定の備品、区画平面図等についてご教示ください。
84	業務仕様書	16	(11)更衣室運営業務	①施設の概要 ②業務内容	「更衣室、シャワーの利用希望者に対して、受付、利用料金を徴収し」、「キャッシュレスを導入してください」とあるが、予約方法、開錠方法の運用は指定管理者の提案という理解で良いかご教示ください。
85	業務仕様書	16	(11)更衣室運営業務	更衣室内のレイアウト(シャワー室、トイレの数量・構造)、面積等詳細をご教示ください	No.83の回答をご参照ください。

86	業務仕様書	16	(11) 更衣室運営業務	シャワー等は設置されるのか？タオル・シャンプーなどは販売及び使用料金の徴収が可能なか？	シャワーは設置します。タオル・シャンプーなどの販売については可能としますが、実施にあたっては県との協議を行ってください。
87	業務仕様書	17	(12) 交流スペース	交流スペース内での営業行為（例えば、授業料の発生するワークショップ、整体、商品の販売等）は可能かご教示ください。また、商品を販売する場合、使用料の他に売上に対する販売手数料を設定して収受して良いかご教示ください。	交流スペース利用者が交流スペース内で営業行為をすることは可能ですが、指定管理者として交流スペース利用者から使用料の他に売上に対する販売手数料を徴収することはできません。なお、中町道の駅条例第三条第二項の内容に該当する場合は交流スペースの使用を認めません。
88	業務仕様書	17	(12) 交流スペース	交流スペースの利用料金の減免について、想定されている内容についてご教示ください。	業務仕様書 p10 「②利用料金の減額または免除」をご参照ください。
89	業務仕様書	17	(12) 交流スペース	交流スペース内に水道、シンク等が設置され、料理教室等が開催できる仕様になっているのかご教示ください。	交流スペース内に水道、シンク等は設置しません。料理教室等が開催できる仕様にはなっていません。
90	業務仕様書	17	(12) 交流スペース ① 施設の概要	「交流スペース内に配置する、テーブル・イス等は県で準備します。」とあるが、テーブル・イスの数についてご教示ください。また、放送設備、プロジェクター、スクリーン等の設備内容についてご教示ください。	現時点でテーブル・イスの数については未定です。また、放送設備、プロジェクター、スクリーン等の設備内容も未定です。
91	業務仕様書	18	施設等の維持管理に関する業務	建築・電気・給排水衛生・空調・換気等の図面（機器リスト、系統図、平面図等）等、スペック、数量、メーカー等が分かる資料をご開示ください。※積算に必要となる為、質問事項回答日以前に開示が可能でしたら、早めにご開示お願いいたします。	No.1の回答をご参照ください。
92	業務仕様書	18	施設等の維持管理に関する業務	外構図及び植栽図を開示ください。※積算に必要となる為、質問事項回答日以前に開示が可能でしたら、早めにご開示お願いいたします。	今回新たに添付する施設計画平面図、植栽計画平面図、植栽詳細図をご参照ください。
93	業務仕様書	19	(2)③(イ) 施設・設備の点検・保守点検	「常駐設備管理業務(巡回点検 1回/年)」との記述がありますが、これはどのような業務内容を想定していますか。設備係員の常駐が必要な場合、開館時間は常駐しなければならないのでしょうか。また、必要資格や施設内の他の業務との兼任の可否などについて教えて下さい。	業務内容は、建物設備（給排水、消防、建築、空調機等）の簡易点検（外観目視、異音等の確認）となります。施設係員の開館時間の常駐は必要ありません。常駐設備管理業務は必要な資格はなく、施設内の他の業務との兼任は可です。
94	業務仕様書	19	(2)③(イ) 施設・設備の点検・保守点検	下記業務に関わる機器リスト・図面などをお示し下さい。 ・ 消防点検 ・ 受水槽点検および清掃 ・ 自動ドア保守点検(約 8 台) ・ 電気保安点検(800kVA 隔月点検) ・ 空調機器点検(点検 2 回、フロン点検、フィルター清掃) ・ 防火設備点検、防犯設備点検(防犯カメラ、施錠用鍵等) ・ 建築設備定期検査 ・ 非常発電設備点検(225kVA 負荷・模擬負荷試験) ・ シャッター保守点検	No.1の回答をご参照ください。
95	業務仕様書	19	(2)③(イ) 施設・設備の点検・保守点検	「防火設備点検、防犯設備点検(防犯カメラ、施錠用鍵等)」に防犯カメラとありますが、これは県にて設置されるもののでしょうか。その他に電子錠やカードキーシステムなど設置を予定している防犯設備はありますか。	防犯カメラは県で設置します。電子錠やカードキーシステムについては設置の予定はありません。
96	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	消防設備の種類・台数についてご教示ください。	No.18の回答をご参照ください。
97	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	受水槽容量・台数についてご教示ください。	No.19の回答をご参照ください。
98	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	空調方式・空調容量・台数についてご教示ください。(フロン定期点検を要する電動機定格出力 7.5 kW以上のものがあるか併せてご教示ください。)	No.20の回答をご参照ください。
99	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	自動ドア 8 台のうち、一定時刻になると自動で開閉するような、タイマー連動型の自動ドアの設置予定があるかご教示ください。	タイマー連動型の自動ドアの設置予定はございません。今回新たに添付する図面A-32～34,50～52,77～79をご参照ください。
100	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	指定管理者で確保する防火管理者の資格種別についてご教示ください。	指定管理者で確保する防火管理者については甲種防火管理者が必要となります。
101	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	受電設備の仕様についてご教示ください。	今回新たに添付する図面E-8をご参照ください。

102	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	防火設備の仕様についてご教示ください。	No.18の回答をご参照ください。
103	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	特定建築物および防火設備の定期報告は必要ないと考えて良いかご教示ください。	特定建築物および防火設備の定期報告は必要となります。
104	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	非常用発電設備には電気主任技術者の選任が必要かご教示ください。	非常用発電設備には電気主任技術者の選任が必要です。
105	業務仕様書	19	③(イ)施設・設備の点検・保守点検	シャッターの箇所数、仕様についてご教示ください。	シャッターの箇所数及び仕様については、今回新たに添付する図面A-77~79,112,113をご参照ください。
106	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	常駐設備管理業務（巡回点検1回/年）とありますが、常駐設備管理と外部からの巡回点検を併用するということでしょうか。あるいはどちらかを提案するというのでしょうか。	外部とは限りませんが、常駐設備管理と巡回点検の両方を行うことです。
107	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	常駐設備管理業務（巡回点検1回/年）とありますが、常駐の定義（勤務形態）をご教示ください。	常駐とは、24時間体制の管理業務とします。
108	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	常駐設備管理業務（巡回点検1回/年）とありますが、巡回点検1回/年は1回/月の誤記ではないでしょうか。	常駐設備管理業務の巡回点検は1回/年とします。
109	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	高所作業・点検用のローリングタワー等は、県で準備されるのでしょうか。	高所作業・点検用のローリングタワー等は、県で準備する予定はございません。
110	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	県設置の設備機器について、メーカー瑕疵期間があるものは、瑕疵期間中の年次点検作業は、不要との理解で宜しいでしょうか。また、各設備の瑕疵期間終了時期をご教示ください。	メーカーの瑕疵期間にかかわらず、「道の駅」内のすべての施設の機能が良好に維持されるよう日常的に点検を行ってください。現時点で、各設備の瑕疵期間終了時期は未定です。
111	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	受水槽の容量、型式等の機器スペックをご教示ください。	No.19の回答をご参照ください。
112	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	給水系統は、上水用の受水槽からの1系統のみとの理解で宜しいでしょうか。	今回新たに添付する図面M-8をご参照ください。
113	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	自動ドア8台の設置箇所、数量、メーカー、機器スペック等をご教示ください。	自動ドア8台の設置箇所、数量、機器スペック等については、今回新たに添付する図面A-32~34,50~52,77~79をご参照ください。現時点でメーカーについては未定です。
114	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	自動ドアの保守について、フルメンテナンス、レギュラーメンテナンス等の指定がある場合、ご教示ください。	メンテナンスの種別について県からの指定はございませんが、機能を正常に保持されるようメンテナンスを行ってください。
115	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	空調設備図面（機器リスト、系統図、平面詳細図）等空調設備のスペック・数量・メーカーが分かる資料をご開示ください	No.20の回答をご参照ください。
116	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	フロン定期点検の対象となる室外機台数をご教示ください。	フロン定期点検の対象となる室外機台数は未定です。
117	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	空調機器の予備フィルターは、全体の何%あるかご教示ください。	空調機器の予備フィルターはございません。
118	業務仕様書	19	(イ)施設・設備の点検・保守点検	シャッターの設置箇所、数量、メーカー、機器スペック等をご教示ください。	シャッターの設置箇所、数量、機器スペック等については、今回新たに添付する図面A-77~79,112,113をご参照ください。現時点でメーカーについては未定です。

119	業務仕様書	19	(イ) 施設・設備の点検・保守点検	南棟南側敷地設置の地下埋設タンクは、非常用発電設備の燃料用タンクとの理解で宜しいでしょうか。また、詳細図面、スペックをご教示ください。	南棟南側敷地設置の地下埋設タンクは、非常用発電設備の燃料用タンクです。詳細図面、スペックについてはNo.104の回答をご参照ください。
120	業務仕様書	19	(イ) 施設・設備の点検・保守点検	南棟南側敷地設置の油庫の用途、スペック等をご教示ください。	今回新たに添付する図面E-8~11をご参照ください。
121	業務仕様書	19	施設空調設備について	各館の空調設備の動力は電力またはガス(ガスヒーポン等)のどちらであるか。どちらでもない場合、動力はなにかお教えいただきたい。	各館の空調設備の動力は電力です。詳細はNo.20の回答をご参照ください。
122	業務仕様書	19	施設、設備の点検・保守に関する業務について	各棟の自動ドアの台数・メーカー及び型式をお教えいただきたい。	各棟の自動ドアの台数及び型式については、今回新たに添付する図面A-32~34,50~52,77~79をご参照ください。現時点でメーカーについては未定です。
123	業務仕様書	19	応募及び選定スケジュールについて	プレゼンテーション審査の具体的な日付の想定をお教えいただきたい。また、参加可能人数をお教えいただきたい。	日付については、書類審査の結果通知の際に併せて連絡します。参加可能人数については別紙プレゼンテーション実施要領を参照ください。
124	業務仕様書	19	応募及び選定スケジュールについて	令和4年10月の指定管理者の指定後、いつから施設での開業準備が出来る予定かお教えいただきたい。	No.4の回答をご参照ください。
125	業務仕様書	19	自主事業について	非常用自家発電設備、監視カメラ設備の各設備メーカーをお教えください。	現時点では非常用自家発電設備、監視カメラ設備の各設備メーカーは未定です。
126	業務仕様書	20	(イ)修繕の実施	一件100万円以下の基準について、同一内容同一箇所等の判断基準についてご教示ください。	修繕内容については個別の協議によるものとします。
127	業務仕様書	21	(1)農産物・特産品直売所 ②(ウ)運営経費	「運営を開始するまでに必要となる費用(運営準備、必要な設備・備品等に要する経費等)、・・・すべて事業者の負担とします。」とあるが、指定管理者の負担は設備・備品のみで、分電盤、給排水、空調設備等の標準的な内装工事は貴県のご負担と理解して良いかご教示ください。	分電盤、給排水、空調設備については、県の負担となります。
128	業務仕様書	21	(1)農産物・特産品直売所 ②(エ)運営条件	施設内に惣菜等の加工室が設置されるのか、レストラン・カフェの厨房は惣菜・菓子製造業の製造室の基準に適合しているのかご教示ください。	今回新たに添付する図面A-55,56をご参照ください。
129	〃	21	②農産物・特産品直売所に求める水準の(ウ)運営経費	必要な設備・備品等に必要経費は事業者負担となっていますが、陳列台や冷蔵ショーケース等の什器備品は中古品でも認められるでしょうか。その場合、許される品質の程度はあるでしょうか。	中古品の陳列台や冷蔵ショーケース等の什器備品については、常に良好な状態を維持できるものであれば可能です。
130	〃	21	同上 (エ)運営条件	「県産品の販売割合は50%以上」とありますが、季節によって下回ることがあっても認められるでしょうか。	常時、県産品の販売割合を品目数ベースで50%以上としてください。
131	業務仕様書	21	自主事業に関する業務について	行う業態に応じて、カフェ・産直レストランの厨房の大きさの変更、客席内装を変更することは可能か。	カフェ・産直レストランの厨房の大きさの変更、客席内装を変更することは可能ですが、実施にあたっては県との協議を行ってください。
132	業務仕様書	21	自主事業に関する業務について	運営経費について「なお、光熱水費については、当該施設に係るものについて、子メーターを設置するなどして使用料を計測し記録するものとします。」とあるが、設計段階で子メーターの設置が可能な施設配管・配線となっているかご教示ください。 ※計画平面図通りのレイアウトで運営した場合で結構です。 また、子メーターの設置費用負担は県・指定管理者のどちらかお教えいただきたい。	今回新たに添付する図面のうち、水道についてはM-8,18,26,27,36 ガスについてはM-11 電気についてはE-13~18 をご参照ください。 子メーターの設置については、県の負担となります。
133	業務仕様書	23	(2)レストラン、カフェ・雑貨スペース ②(ウ)運営経費	「運営を開始するまでに必要となる費用(運営準備、必要な設備・備品等に要する経費等)、・・・すべて事業者の負担とします。」とあるが、指定管理者の負担は設備・備品のみで、分電盤、給排水、空調設備等の標準的な内装工事は貴県のご負担と理解して良いかご教示ください。	分電盤、給排水、空調設備については、県の負担となります。
134	業務仕様書	23	(2) レストラン・カフェ・雑貨スペース	厨房設備・FFEなどの費用負担は指定管理者でしょうか？	厨房設備・FFEなどの費用は指定管理者の負担になります。
135	業務仕様書	23	(2)レストラン、カフェ・雑貨スペース ②(エ)運営条件	利用者の利便性を向上するため、南棟(レストラン部分)にトイレの設置があるかご教示ください。また、設置することは可能かご教示ください。	今回新たに添付する図面A-55をご参照ください。新しく設置することは指定管理者の負担となります。ただし設置する場合は県との協議を行ってください。

136	業務仕様書	23	(2)レストラン、カフェ・雑貨スペース ②(エ)運営条件	ドッグラン運営業務の項目に「ペット同伴可能な範囲や動線を明確にしてください。」とあるが、カフェスペースをペット同伴可能な範囲と定めることについて、ご教示ください。	カフェ等をペット同伴可能とする場合は、県と協議のうえ、関係機関と必要な手続きを行ってください。カフェスペースをペット同伴可能な範囲と定めることは可能としますが、衛生面等に留意し、県と協議のうえ範囲を定めてください。
137	業務仕様書	23	(2) レストラン・カフェ・雑貨スペース	レストランエリアでのアルコール販売が可能か？	レストランエリアでのアルコール販売は可能です。
138	//	23	②レストラン、カフェ・雑貨スペースに求める水準の(ウ)運営経費	必要な設備・備品等に必要な経費は事業者負担となっていますが、厨房機器や椅子・テーブルは中古品でも認められるでしょうか。その場合、許される品質の程度はあるでしょうか。	No.129の回答をご参照ください。
139	//	23	同上 (エ)運営条件	レストランの厨房は、衛生管理を徹底するために汚染区域と非汚染区域を厳密に分けなければなりません。厨房内に従業員専用の更衣室やトイレを設置する費用も事業者の負担でしょうか。	No.135の回答をご参照ください。
140	業務仕様書	23	(3) サイクルステーション ①施設の概要	サイクルステーション内のシャワー室の設置数・構造・面積等詳細をご教示ください	No.83の回答をご参照ください。
141	業務仕様書	24	(3) サイクルステーション	用意する自転車の種類・台数に指定はありますか？使用料金は自由に設定してもよいのか？	用意する自転車の種類・台数に指定はございません。使用料金は自由に設定可能です。
142	業務仕様書	24	(3) サイクルステーション	メンテキッド内の部品を使用した場合は、有料にする事は可能か？	有料にする事は可能です。
143	業務仕様書	25	(4)自動販売機	「自動販売機の設置については、指定管理者の判断により設置できるものとします。」とあるが、設置するための電源の設置予定場所、数量についてご教示ください。	場所は北東棟の北側入り口の西側と北西棟のバス待合所横になります。今回新たに添付する図面A-27,45を参照ください。
144	業務仕様書	25	(4)自動販売機	食品の自動販売機やご当地商品等のカプセルトイマシンを設置できるかご教示ください。	食品の自動販売機やご当地商品等のカプセルトイマシンの設置については可能としますが、実施にあたっては県との協議を行ってください。
145	業務仕様書	25	(5)その他の自主事業	屋外スペースでテント販売やキッチンカー等の出店が認められる範囲（例えば芝生広場やテラスデッキ等）と、出店者から販売手数料を収受しても良いかご教示ください。	屋外スペースでテント販売やキッチンカー等の出店については原則として認めません。
146	業務仕様書	25	自主事業について	自動販売機の設置に係る、県に対する使用料をご教示ください。	自動販売機の設置については可能としますが、実施にあたっては県との協議を行ってください。県に対する使用料については協議のうえ決定します。
147	業務仕様書	27	(2)イベント運営業務	オープンテラス等で飲食系店舗が出展するイベントを開催する場合、油やゆで汁等の排水に対応した排水溝（グリストラップ機能対応）は設置されるかご教示ください。	油やゆで汁等の排水に対応した排水溝（グリストラップ機能対応）の設置の予定はございません。
148	業務仕様書	28	(1)保安警備に関する業務	防犯カメラ・セコムなどのセキュリティはあるのか？	防犯カメラは県で設置します。セコムなどのセキュリティーについては県で設置する予定はございません。
149	業務仕様書	28	(2)イベント運営業務	ドライブインシアターの企画について、参加者から料金を徴収することが可能かご教示ください。	実施にあたっては県との協議を行ってください。
150	業務仕様書	29	(1)保安警備に関する業務 (オ)機械警備	各施設の機械警備の設備は、貴県が施工され、指定管理者は保守料を支払うことになるのかご教示ください。また、その場合、機械警備の保守料金は年額どの程度になる見込みかご教示ください。	保守料は指定管理の委託料に含まれております。機械警備の保守料金は年額については、別紙「委託料内訳」をご参照ください。
151	業務仕様書	29	(1)保安警備に関する業務 (オ)機械警備	防犯設備の保守点検は、機器の特殊性と専門性から、機械警備機器の設置業者と同じ業者への委託となると考えておりますが、機器はどちらの業者のものを設置されるのかご教示ください。	現時点で防犯設備のメーカーについては未定です。
152	業務仕様書	29	施設警備について	「365日24時間体制で警備にあたるものとします。」とあるが機械警備との併用で24時間365日対応するという事で良いか。	機械警備とは別に、人的な警備として24時間365日体制とします。

153	業務仕様書	29	保安警備について	県の想定について「開館時間内は、1名が定期的に施設内の巡回警備を行い、以下の業務を実施してください。」とあるが、開館時間とは「バス待合室」の開館想定時間の午後11時までは定期巡回を行うという想定で良いか。 その他、南棟は午後8時、「バス待合室」を除く北西棟は午後5時までの開館想定時間となっているため県の想定をお教えいただきたい。	開館時間とは「バス待合室」の開館想定時間の午後11時までは定期巡回を行うという想定です。
154	業務仕様書	29	保安警備に関する業務について	機械警備に関して、設置予定の機械警備会社をお教えいただきたい。 また、機械警備会社との契約金（ランニングコスト含む）の概算金額の想定はありますでしょうか。可能であれば開示いただきたい。	現時点で機械警備に関して、設置予定の機械警備会社は未定です。機械警備会社との契約金（ランニングコスト含む）の概算金額の想定については別紙「委託料内訳」をご参照ください。
155	業務仕様書	29	7保安・防火・防災に関する業務	施設警備における警備員の仮眠・休憩場所はございますでしょうか。	今回新たに添付する図面A-19,27をご参照ください。
156	業務仕様書	29	(ウ)施設警備(エ)保安警備	施設警備及び保安警備に従事する警備員は24時間配置（休憩等含む）が必要でしょうか。もしくは、日勤配置（休憩等含む9時間）でよろしいでしょうか。	施設警備及び保安警備に従事する警備員は24時間配置とします。
157	業務仕様書	29	(ウ)施設警備	警備員が24時間配置（休憩等含む）の場合、待機場所、シャワー、仮眠スペースの設置予定はございますでしょうか。	今回新たに添付する図面A-19,27をご参照ください。
158	業務仕様書	29	(ウ)施設警備(エ)保安警備	施設警備及び保安警備に従事する警備員は兼務でもよろしいでしょうか。	兼務も可能とします。
159	業務仕様書	29	(ウ)施設警備(エ)保安警備	駐車場の車両誘導警備に従事する警備員の勤務時間中（9時～18時）に、当該警備員が、施設警備及び保安警備（1日複数回の巡回）に従事してもよろしいでしょうか。	駐車場の車両誘導警備に従事する警備員の勤務時間中（9時～18時）に、当該警備員が、施設警備及び保安警備（1日複数回の巡回）に従事することは不可とします。
160	業務仕様書	29	(ウ)施設警備	機械警備の設置は建築工事に含まれず、指定管理者による設置（持ち込み）という理解でよろしいでしょうか。	防犯カメラ、監視モニターは県が設置します。
161	業務仕様書	29	(ウ)施設警備	防犯カメラ、監視モニター、電気錠は県での設置との理解で宜しいでしょうか。また、防犯カメラの監視モニターは、北東棟事務室内設置との理解で宜しいでしょうか。	防犯カメラ、監視モニターは県が設置します。防犯カメラ、監視モニターは北東棟事務室に設置します。
162	業務仕様書	29	(ウ)施設警備	「開館時間外の出入館管理」は具体的にどのような出入館が発生すると想定されていますでしょうか。	「開館時間外の出入館管理」についてはテナント事業者等の出入りを想定しています。
163	業務仕様書	30	(2)防火・防災に関する業務 ②(ウ)広域防災拠点に関する業務	広域防災拠点として、地域の方の避難場所になるかご教示ください。また、非常事態発生時にヘリポートとして利用される可能性があるかご教示ください。	地域の方の避難場所としては想定していません。また、非常事態発生時のヘリポートとしての利用については現在検討中です。
164	業務仕様書	30	(2)防火・防災に関する業務 ②(エ)防災倉庫の管理	「災害発生時に備蓄品が滞りなく使えるように」とあるが、備蓄品の内容についてご教示ください。また、備蓄品の購入や更新は貴県が担当され、指定管理者は庫内の環境維持、整理を行うという認識で良いかご教示ください。	・備蓄品は、①災害時市町村が避難所運営する際の後方支援として必要な物資、②応援部隊が使用する資機材を保管する予定です。 ・備蓄品の購入や更新は、貴見解のとおり本県が行う予定です。 ・指定管理者は、備蓄倉庫内の環境維持と整理に加えて、災害発生時に備蓄品の搬出入に支障が来さないよう、敷地内の環境維持を行ってください。
165	業務仕様書	31	(1)清掃業務	添付の立面図は、各棟が互いに相対する外壁面が示されておりませんのでご開示ください。	No.1の回答をご参照ください。
166	業務仕様書	31	(1)清掃業務	照明の種類、数量、設置箇所（場所・高さ）等をご教示ください。	今回新たに添付する図面E-18,25,35,45,54をご参照ください。
167	業務仕様書	31	(1)清掃業務	各区画の床仕上材の材質・メーカー・型番等をご教示ください。また、ノンワックススタイルなどの有無もご教示ください。	メーカー・型番は未定です。各区画の床仕上材の材質については、今回新たに添付する図面A-18,37,55,112をご参照ください。
168	業務仕様書	31	(1)清掃業務	デッキの床材、メーカー、品番をご教示ください。	今回新たに添付する舗装詳細図をご参照ください。
169	業務仕様書	31	(1)清掃業務	敷地内設置の外灯の種類、設置箇所、数量等をご教示ください。	今回新たに添付する電気設備計画平面図をご参照ください。
170	業務仕様書	31	(1)清掃業務	県で設置されるゴミ箱があれば設置箇所、個数をご教示ください。	ゴミ箱の設置箇所、個数については未定です。
171	業務仕様書	31	(1)清掃業務	ブラインドの設置箇所、サイズをご教示ください	現時点でブラインドの設置箇所、サイズは未定です。
172	業務仕様書	31	(1)清掃業務	吹出口、吸込口の数量、設置箇所（場所・高さ）、形状をご教示ください。	今回新たに添付する図面M-13～15,21～23,30～34,39をご参照ください。
173	業務仕様書	31	(1)清掃業務	入口のフロアマットは、県で設置されるのでしょうか。県設置の場合、設置箇所・サイズ・枚数をご教示ください。	入口のフロアマットは、県で設置しません。
174	業務仕様書	31	(1)清掃業務	敷地内設置の喫煙スペース詳細、灰皿の設置個数をご教示ください。	喫煙スペース、灰皿の設置・個数については未定です。
175	業務仕様書	31	(2)防火・防災に関する業務 ②(カ)その他	B C P策定に際しての貴県との協議では、指定管理者主導で計画を策定する必要があるかご教示ください。	B C P策定にあたっては、県主導で行います。作成にあたっては協力してください。

176	業務仕様書	32	(1)清掃業務	空調は天井埋込タイプでしょうか。また、各区分に何台設置予定なのかご教示ください。	No.20の回答をご参照ください。
177	業務仕様書	33	(1)清掃業務	吹出口、吸込口、換気扇はそれぞれ何ヵ所になるのかご教示ください。	No.172の回答をご参照ください。
178	業務仕様書	33	(1)清掃業務	「床カーペットのクリーニングを行ってください。」とあるが、カーペットはどの区分になるかご教示ください。また、各棟・各区分の床材についてもご教示ください。	今回新たに添付する仕上げ表A-55をご参照ください。
179	業務仕様書	33	(1)清掃業務	調整池の清掃について、汚泥の搬出や草刈りなど想定されている業務内容がありましたらご教示ください。	調整池の機能を正常に維持できるよう適切な清掃を行ってください。
180	業務仕様書	33	(2)建築物環境衛生管理に関する業務	建築物衛生法に基づく衛生管理を求められていますが、これは同法第4条の3を根拠としており、当該施設は特定建築物には該当せず、建築物環境衛生管理技術者の選任は不要との認識でよろしいでしょうか。	建築物環境衛生管理技術者の選任は不要です。
181	業務仕様書	33	(2)建築物環境衛生管理に関する業務	建築物衛生法等に基づきとありますが、本法律はで対象となる建築物は延床面積3,000㎡以上ですが、本建物の延べ床面積をご教示ください。	本建物の延床面積は約2,100㎡です。 建築物衛生法第4条第3項により、建築物衛生法に基づく業務は努力義務とします。 業務仕様書を修正いたしましたのでご確認ください。
182	業務仕様書	34	(3)芝生・植栽等に管理に関する業務	灌水作業における灌水システムの設置はございますでしょうか。また、散水栓の位置をご教示ください。	今回新たに添付する給水設備計画平面図をご参照ください。
183	業務仕様書	34	(ウ)給水排水の管理	トイレ排水管、厨房排水管洗浄の各年間最低施工回数をご教示ください。	トイレ排水管、厨房排水管洗浄の各年間最低施工回数の指定はございません。
184	業務仕様書	34	(ウ)給水排水の管理	対象となるグリストラップの設置箇所・個数・容量、排水管の長さ・径をご教示下さい。	対象となるグリストラップの設置箇所・個数・容量、排水管の長さ・径については、指定管理者による決定箇所となります。
185	業務仕様書	34	(ウ)給水排水の管理	直売所にグリストラップは、設置されるでしょうか。	直売所にグリストラップは設置しません。必要に応じて指定管理者の負担により設置してください。
186	業務仕様書	34	(エ)害虫駆除	排水槽とありますが、排水柵を指すとの理解で宜しいでしょうか。また、排水槽があり、維持管理対象となる場合、汚水槽、雑排水水槽等の種別、容量等をご教示ください。	記載の誤りで排水槽はございません。排水系統を指します。業務仕様書を修正いたしましたのでご確認ください。
187	業務仕様書	34	(3)芝生・植栽等の管理に関する業務	芝生広場にスプリンクラー等の散水・灌水設備がある場合、設置箇所等ご教示ください。	今回新たに添付する給水設備計画平面図をご参照ください。
188	業務仕様書	35	芝生・植栽等の管理に関する業務について	芝生管理に関して、「芝生が枯損しないよう適宜灌水を行ってください。なお年12回以上の実施を想定しています。」と記載があるが、灌水設備は設置されているかお教えいただきたい。また、緑地内の散水栓の位置などもお教えいただきたい。	今回新たに添付する給水設備計画平面図をご参照ください。
189	参考資料		計画平面図	計画平面図と土地利用計画平面図は少し異なるが、正しい計画についてご教示ください。(搬入用駐車場台数、キュービクル設置位置、芝生広場の形状等)	No.1の回答をご参照ください。
190	参考資料		計画平面図	自主緑地とはどのような意味かご教示ください。また、自主緑地(駐車場やバスターミナルの周辺、民活用地の周囲など)はどのように整備され、指定管理業務の対象になるのかご教示ください。	今回新たに添付する植栽計画平面図をご参照ください。
191	参考資料		土地利用計画平面図	搬入用駐車場に地下埋設タンク、油庫、発電機、防火水槽が記載されておりますが、設置・管理・運用は貴県が行う認識で良いでしょうか。また、発電機の仕様についてご教示ください。	今回新たに添付する図面E-8～11をご参照ください。 地下埋設タンク、油庫、発電機、防火水槽の設置は県で行います。 現時点で発電機の仕様については未定です。
192	参考資料		土地利用計画平面図	発電機はUPS(無停電電源装置)の機能を有しているかご教示ください。機能を有していない場合、UPSは施設についているかご教示ください。	発電機はUPSの機能を有しておりません。また、UPSは施設にございません。
193	参考資料		土地利用計画平面図	施設の西側に市道(付替)が通っており、元々抜け道となっており交通量も多いと認識しております。市道は子供が遊ぶ芝生広場やバス乗場に面しており、安全上問題があるのではと危惧しておりますが、危険を除去するため貴県ではどのような対策をとられるのかご教示ください。	今回新たに添付する施設計画平面図をご参照ください。
194	参考資料		土地利用計画平面図	施設内の自転車駐輪場と二輪車(バイク)駐輪場の設置位置、駐輪台数、屋根の有無についてご教示ください。	今回新たに添付する土地利用計画図をご参照ください。
195	参考資料		土地利用計画平面図	タクシーの乗降場は設置されるでしょうか。設置される場合は、位置をご教示ください。	タクシー乗降場は設置予定です。設置位置は未定です。
196	参考資料		土地利用計画平面図	従業員の駐車場位置についてご教示ください。	来訪者以外の車通勤者の駐車スペースや利用方法については、指定管理者指定後に協議します。
197	参考資料		土地利用計画平面図	貴県が対応される予定のバリアフリー対策と駐車場とテラスデッキ、芝生広場の高低差、段差等についてご教示ください。	バリアフリー対策は行っております。詳細は、今回新たに添付する縦断図をご参照ください。
198	参考資料		土地利用計画平面図	施設内の管理用道路について、一般車両の通り抜けを禁止することが可能か、県として何らかの対策をとられるのかご教示ください。	施設内の管理用道路について、一般車両の通り抜けを禁止していますので、車止めによる管理を行ってください。西側については緊急時以外締め切りとなります。

199	参考資料		「中町」道の駅建築計画平面図	北東棟：申請建築①について、事務室他は指定管理事業で活用されるものと考えておりますが、設置される机、イス、書架等の備品は貴県で設置されるとの認識で良いかご教示ください。	県が設置する備品については未定です。
200	参考資料		「中町」道の駅建築計画平面図	北東棟：申請建築①について、キッズコーナーが記載されていますが、貴県で遊具などを設置されるとの認識で良いかご教示ください。	県で設置する予定です。
201	参考資料		「中町」道の駅建築計画平面図	北西棟：申請建築②について、カフェ部分の電気、ガス、排水、給水、厨房部面積等が分かる、詳細な図面をご教示ください。	今回新たに添付する 図面A-37,38,45,49,50 図面E-34~42 図面M-20~24 をご参照ください。
202	参考資料		「中町」道の駅建築計画平面図	南棟：申請建築③について、農産物・特産品直売所内のレジ、平棚、冷蔵・冷凍ショーケース等の配置を検討するために電気、照明、排水、水道、監視カメラの位置が分かる、詳細な図面をご教示ください。	今回新たに添付する 図面E-44~52 図面M-36 をご参照ください。
203	参考資料		「中町」道の駅建築計画平面図	南棟：申請建築③について、農産物・特産品直売所内のバックヤード部分に倉庫・冷蔵庫とあり、ウォークインタイプの冷蔵庫だと理解しておりますが仕様、台数についてご教示ください。	現時点で冷蔵庫の仕様、台数については未定です。
204	参考資料		「中町」道の駅建築計画平面図	南棟：申請建築③について、レストラン内の電気、照明、排水、水道、監視カメラの位置が分かる、詳細な図面をご教示ください。	No.202の回答をご参照ください。
205	参考資料		「中町」道の駅建築計画平面図	全棟：建物の入口と非常口の位置について、それぞれご教示ください。	建物の入口と非常口の位置については、今回新たに添付する図面A-32~34,50~52,77~79,112をご参照ください。
206	参考資料		中町道の駅建築物立面図	ガラスの清掃料金を積算するため、北東棟・北西棟の南側立面図と南棟の北側立面図をご教示ください。	北東棟・北西棟の南側立面図と南棟の北側立面図については、今回新たに添付する図面A-21,40,58をご参照ください。
207	様式集		事業計画書様式9-4-1	枠外下部に「注2 県が提示した指定期間の委託料上限額(72,774千円)を上回る額を記載しないこと。」とあるが、72,774千円は募集要項16ページに参考として記載された令和6年度以降の単年度の委託料積算額であり、様式9-4-1に記載する指定期間の委託料の上限額は369,821,000円が正しいのではないのでしょうか。	記載の誤りです。様式集を修正いたしましたのでご確認ください。
208	様式集		事業計画書様式9-1-1~9-4-1	様式集について、A4版の枚数の指定がある場合、裏面にも提案を記載させていただいても良いかご教示ください。	記載は、表面のみとしてください。また文字の大きさ等、様式集に指定している事項に基づき記載ください。
209	様式集	10	類似施設の管理運営実績について	グループで応募する場合、当該実績の記載は各社最大2つまで記載することができるという理解でよいのか。	当該実績を2つ以上記載いただくことも可能です。
210	様式集	10	類似施設の管理運営実績について	当該実績を提出できるのは共同事業体の構成員のみとなるのか、それとも委託先企業の管理実績も入れてよいのか。	共同事業体の構成員のみとします。
211	-	-	来館者数	期間中又は、年間の来館者数の想定をご教示ください。	来館者数の想定はしていません。
212	-	-	-	建物設計の変更の可否	建築設計の変更は不可とします。
213	-	-	民間活用エリアについて	中町「道の駅」予定地の南側に民間活用エリアが想定されていると思うが、今回の指定管理業務との関連はないか。 また、県にて民間活用エリアの利用想定が既にある場合、内容を教えていただきたい。	指定管理業務との関連はございません。民間活用エリアの利用想定は、未定です。
214	-	-	建設工事図面について	計画平面図・土地利用計画平面図・建築計画平面図・立面図は公表されていると思うが、下記の資料があれば開示をいただきたい。 設備リスト・床面仕上材リスト・植栽図面・備品リストおよび建築工事図面一式 ※その他開示可能な設備・備品リスト・図面等があれば合わせて開示いただきたい。	設備リストについては今回新たに添付する 図面E-8~29,33,35,41,42,43,45,53,54,56 図面M-12~15,17,20~23,28,30,32~35,39~40をご参照ください。 床面仕上材リストについては、No.167の回答をご参照ください。 植栽図面については、今回新たに添付する植栽計画平面図をご参照ください。 備品リストについては、現時点で未定のため開示しません。 建築工事図面一式については、今回新たに添付する「中町道の駅指定管理者募集に関する質問回答参考図面(建築)」をご参照ください。
215	-	-	その他	当施設の繁閑散期はいつ頃だと考えているか想定をお教えいただきたい。	当施設の繁閑散期の想定はしていません。

216	-	-	ネット環境 に関して	WIFIは指定管理者にて準備するのか？	No.40の回答をご参照ください。
217	-	-	ドッグラン に関して	ドッグランのエリアの拡張は可能であるかどうか？ 拡張した場合は、奈良県での費用負担となるのか指定管理者負担となるのか？	ドッグランのエリアの拡張については原則認めません。
218	-	-	屋台の出店	野外での移動式屋台や常設屋台の設置は可能か？ また、その屋台でのテナント賃料の徴収は可能か？ 外部電源の新設・増設などは可能かどうか？その場合の費用負担はどちらになるのか？	野外での移動式屋台や常設屋台の設置については、原則として認めません。
219	-	-	レストラン・カフェ・直売所 に関して	レストランやカフェ・直売所の区画変更は可能かどうか？ 厨房区画の変更や、客席の変更。 直売所の区画を拡げるなどは可能かどうか？ 厨房区画の、給水・排水・電源設備の変更は可能かどうか？	レストランやカフェ・直売所の区域の変更は不可とします。給水、排水、電気設備の変更が必要な場合、県との協議を行ってください。
220	-	-	屋外環境整備	屋外での環境整備は追加可能か？ テントなどの日陰対策などは、現状からの変更は可能か？ 可能な場合の、費用負担はどちらになるのか？	屋外での環境整備、テントなどの日陰対策について、実施にあたっては県との協議を行ってください。費用は指定管理者の負担とします。